

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行  
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1．関税定率法等の一部改正に伴い、外国貿易船の入港前の積荷に関する事項等の報告について、その報告を要しない場合、報告の期限及び報告事項等の手続を定めることとする。（関税法施行令第12条～第14条、第16条～第16条の3、第18条及び第18条の2関係）
- 2．商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定める品目表の改正に伴う関税定率法及び関税暫定措置法の別表の品目分類の改正に関し、関係政令の整備を行う。
- 3．特惠関税制度について、次による改正を行うこととする。
  - (1) 特惠受益国からブルガリア及びルーマニアを除外することとする。
  - (2) モンテネグロを特惠受益国に追加することとする。（関税暫定措置法施行令別表第1関係）
- 4．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5．この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成19年1月1日から施行することとする。